

開庁時間と休日窓口サービスの 実施日が変わります

市では、業務の見直しや新たな取り組みなどを検討する時間を確保し、行政サービスのさらなる向上を図るとともに、労務管理の適正化による職員の働き方改革を推進するため、7月1日(水)から開庁時間と休日窓口サービスの実施日を変更します。
ご理解とご協力をお願いします。

窓口・電話の受け付けは

午前9時～午後4時30分

窓口・電話の受付時間が午前

9時～午後4時30分となります。

対象となる施設は次の通りです。

対象施設 市役所(成田消防署を

除く)、下総・大栄支所、市民

課赤坂・遠山分室、保健福祉

館、水道庁舎(ただし、水道庁

舎への電話は午前8時30分～

午後5時15分で職員が受け付

けます)

施設の開閉時間に注意

施設の開閉時間も午前9時～

午後4時30分となります。

ただし、大栄支所と保健福祉

館は次の通りです。

○大栄支所：午前8時30分～午

後5時15分

○保健福祉館：午前8時30分～

午後9時(夜間に利用がない場

合は午後7時30分まで)

休日窓口サービスは

第2・4日曜日に

休日窓口サービスの実施日時

を次の通り変更します。

なお、混雑が予想される3月

は、当面の間、毎週日曜日に実

施します。

実施日 第2・4日曜日(7月

は12日(月)・26日(月)。12月29日

～1月3日は除く)

実施時間 午前9時～午後4時

30分

実施場所 市民課・保険年金課

(市役所1階)、市民税課・納

税課・子育て支援課(市役所

2階)

より便利な行政サービスを 目指して

市では、コンビニエンスストアなどのマルチコピー機から証明書類を取得できる「コンビニ交付サービス」や、自宅で手続きを完結できる「オンライン申請サービス」を推進しています。

今後とも来庁せずに手続きできるサービスを充実させ、利便性のさらなる向上に取り組んでいきます。

※くわしくは行政

管理課(☎20・1

501)または市

ホームページへ。



市ホームページ

皆さんの疑問に答えます

◎ なぜ開庁時間を変更するのですか？

A 現在は窓口・電話の受付時間と職員の勤務時間が同じであるため、主に窓口業務を担う部署では、受付開始前や終了後に必要な事務作業を行わなければならない、時間外勤務を前提とした働き方となっています。また、業務改善などに向けた打ち合わせを行う時間が確保できないなどの課題があります。

このことから開庁時間を見直し、勤務時間内に政策やDX(デジタル化)の推進を検討するための時間を確保することで、行政サービスの質の向上と働き方改革を推進することを目的としています。

◎ 見直しによる影響はありませんか？

A 来庁者数や電話対応の時間帯を調査したところ、約9割が午前9時～午後4時30分に対応していることが分かりました。市民の皆さんに事前に周知

を行うことで、行政サービスへの影響を最小限に抑えられるように努めています。

◎ 開庁時間外にできる手続きはありますか？

A 市では、マイナンバーカードを使って住民票などを取得できる「コンビニ交付サービス」や、スマートフォンから住民票などの申請ができる「オンライン申請サービス」を行っています。利用方法などの詳細は、市ホームページから確認できます。



コンビニ交付
サービス



オンライン申請
サービス

◎ 職員の勤務時間も変わりますか？

A 職員の勤務時間は変わらず、午前8時30分～午後5時15分です。